

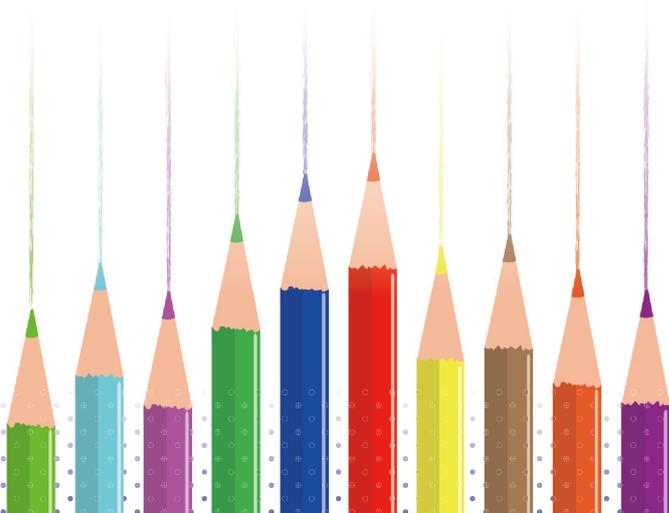
だれもが しあわ 幸せになる しやかい 社会とは

あなたが
知っておくべき
「障害者差別
解消法」の
ポイント

本来、全ての人間は平等で、お互いの人となりや個性は尊重されなければいけません。それは、障害のある人もない人も同じです。

ところが、障害のある人の中には、障害があることを理由に受けたいサービスの利用を断られたり、まわりの人のちょっとした助けがあればできることができなかったり、見えない壁が存在しています。少し難しい言葉になりますが、障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」がなくなり、「**見えない壁を取り払う配慮**」があれば、これまでできなかったこともできるようになります。

このたび、このように障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」をなくしたり、「**見えない壁を取り払う配慮**（合理的配慮）」を積極的に行って、障害のある方が感じる暮らしにくさをなくしたうえで、障害のあるなしにかかわらず誰もが共に生きていく「**共生社会の実現**」を目指すための法律「**障害者差別解消法**」ができあがり、平成28年4月1日から始まります。



この法律では、主に次のことを 定めて実施します

この法律は、障害のある人に対して「障害を理由とする差別」を禁止（解消）するための法律です。この法律ができた背景には、日本が「障害者の権利に関する条約」に賛成したことや、障害者の人権の尊重等について定めた法律「障害者基本法」にある障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利の保障という世界的に見ても賛同されている考え方が反映されています。

このたび、この法律を定めることによって、国の行政機関（例：国土交通省、厚生労働省など）、地方公共団体等（例：〇〇県庁、〇〇市役所 など）及び民間事業者（〇〇サービス株式会社 など）による「障害を理由とする差別」を禁止（解消）します。そのために下記のことを行います。

- ①政府は、差別を解消するための取組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成します。
- ②国の行政機関の長、地方公共団体の機関等は、「基本方針」に合わせて、行政機関等の職員が適切に対応するために必要なことを「対応要領」で定めます。各事業分野を担当する大臣は、基本方針に合わせて、事業者が適切に対応するために必要なことを定めた「対応指針」を作成します。
- ③国や地方公共団体は、相談体制や問題が生じた場合に解決を図るための体制の整備を図ります。また、障害を理由とする差別解消のためのPRも行います。

「不当な差別的取扱いの例」や 「合理的配慮と考えられる例」には、 どのようなものがありますか。

1 福祉事業者に対して求めているもの（厚生労働省所管分野）

× ① 不当な差別的取扱いと考えられる例

- ・ 正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービスの利用にあたって、条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）、他の利用者と異なる手順を課すこと（仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど）
- ・ 正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること
- ・ 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること
- ・ サービス提供時間を限定すること



○ ②合理的配慮と考えられる例

- ・施設内の段差にスロープを渡すこと
- ・手話、要約筆記、筆談、函解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること

2 商業その他事業を行う者等に対して求めているもの

× ①不当な差別的取扱いと考えられる例 (経済産業省所管分野)

- ・窓口対応を拒否したり、対応の順序を後回しにする
- ・資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- ・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付ける

○ ②合理的配慮と考えられる例

- ・一般的な案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする
- ・知的障害者から申し出があった際に、2つ以上のことを同時にすることは避け、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する
- ・順番を待つことが負担となる障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える



3 銀行、証券会社、保険会社等に対して求めているもの

× ①不当な差別的取扱いと考えられる例 (金融庁所管分野)

- ・障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、商品の提供を拒否する
- ・障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける
- ・事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることのみを理由として、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける

○ ②合理的配慮と考えられる例

- ・障害のある顧客が使いやすいATMを整備する
- ・ATMの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る
- ・書類の開封、受渡し等の対応が困難な場合に、必要なサポートを提供する
- ・書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する

4 公共交通、不動産事業に関する事業者に対して求めているもの

国土交通省所管分野

① 不当な差別的取扱いと考えられる例

- ・障害があることのみをもって、乗車を拒否する
- ・障害があることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限し、又は障害者でない者に対して付さない条件を付ける

② 合理的配慮と考えられる例

- ・車いす使用者がバスに乗車する際、車内の利用者へ車いすスペースを空けてもらうよう社内案内により協力をお願いする
- ・障害のある方が列車に乗降する、又は列車の乗降のために駅構内を移動する際に手伝う
- ・自身でシートベルトを装着することができない障害者の方の場合、乗車時にシートベルトの装着と装着確認をタクシードライバーが行う
- ・券売機の利用が難しい場合、障害の特性に応じ、窓口での発売や券売機操作を手伝う

5 学校法人、宗教法人等の事業を行う者に対して求めているもの

文部科学省所管分野

① 不当な差別的取扱いと考えられる例

- ・障害のみを理由として、学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること
- ・学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

② 合理的配慮と考えられる例

- ・学校、文化施設において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること
- ・介助等を行う学生、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること
- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段やわかりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮をおこなうこと
- ・こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること



障害を理由とする差別とは？

- 障害を理由として、正当な理由がないのに、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをいいます（「不当な差別的取扱い」といいます）。
- また、障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（※）を取り除くために必要な変更や調整を行ったうえでサービスを提供する、いわゆる合理的な配慮（「合理的配慮」といいます）を行うことが求められます。逆にこうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利や利益が損なわれた場合も、差別に当たります。

（※）社会的障壁＝障害のある方にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるもの

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
 - ②制度（使用しにくい制度など）
 - ③慣行（障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など）
 - ④観念（障害のある方への偏見など）
- ……………などが挙げられます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

障害者への「合理的配慮」については、国の行政機関・地方公共団体等と民間事業者では、行うべき対応が異なります。

※働く障害者を差別から守ることや、働く上での合理的配慮（法的義務があります）については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」という法律によって定められ、こちらも平成28年4月1日から始まります。

法律を守らなかったら、どうなりますか

各分野を担当するそれぞれの大臣は、法律を守っていないと思われる事例が出てきた場合、その事業者（○サービス株式会社 など）に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことになっています。

国の行政機関・地方公共団体等	
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
きんし 禁止されています	ほうてきぎむ 法的義務があります
民間事業者	
※個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます	
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ 障害者への合理的配慮
きんし 禁止されています	どりよくぎむ 努力義務があります ※対応指針に沿った対応を求めています



こま 困ったときの Q&A

Q 行政機関や事業者が「不当な差別的取扱い」を行ったり、「合理的配慮」を行わない場合、どこに相談したらいいですか。

A 行政機関の場合は、その行政機関の職員が所属する行政機関の「苦情相談等の窓口」や、その他、行政相談委員による「行政相談」、人権にかかわる相談であれば、「法務局」や「地方法務局」に相談してください。

また、事業者が同様のことを行った場合の対応を含め、それぞれの地域ごとに相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団体が地域の地方公共団体の機関やNPO法人、学識経験者、事業者等で構成する「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できることとされています。



その他詳しいことは、下記の内閣府のホームページをご参照ください。

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

内閣府合理的配慮サーチ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

だれもが幸せになる社会とは

～あなたが知っておくべき「障害者差別解消法」のポイント～ (平成28年3月版)

※このパンフレットは、内閣府発行の「障害者差別解消法が制定されました」パンフレットを参照しています。

発行日 平成28年3月

発行所  全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428